

39 地理的表示等の知的財産の保護・活用

【255（52）百万円】

対策のポイント

知的財産の保護・活用により、農林水産業の成長産業化を推進するため、地理的表示保護制度の登録や活用、農業ICTの標準化の推進、種苗産業の海外展開、植物新品種の保護活動等を支援します。

<背景／課題>

- ・農林水産業の成長産業化を図るためには、6次産業化、輸出促進、インバウンドの推進に必要な各種施策の共通基盤となる知的財産を保護・活用することが必要です。
- ・特に、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品の名称を地域共有の知的財産として保護するために導入された「地理的表示（GI）保護制度」を、産地が円滑に導入・活用できるよう、支援体制を構築する必要があります。

政策目標

知的財産の保護・活用による6次産業化の市場規模拡大
(4.7兆円（平成25年度）→10兆円（平成32年度）)

<主な内容>

1. 地理的表示等活用総合対策事業〔新規〕 174（－）百万円
地理的表示保護制度に係る登録申請に対する支援及び普及啓発、GI産品を中心とした地域ブランド化とビジネス化の支援等を推進します。
〔委託費、補助率：定額〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕
2. 農業ICT標準化推進事業〔新規〕 15（－）百万円
ICT化が進む農業生産におけるデータの活用を円滑にし、農林水産業・食品産業の競争力強化を図るため、農業分野のICT規格の国際標準化を推進します。
〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体等〕
3. 種苗産業海外展開促進事業 30（14）百万円
種苗の輸出を促進するため、DNAマーカーの活用による育種力の強化、DNA品種識別技術の開発による侵害対策、国内における種子検査体制の強化に向けた取組等を推進します。
〔委託費、補助率：定額、1／2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕
4. 東アジアにおける植物品種の保護強化・活用促進委託事業 36（38）百万円
東アジアにおける品種保護制度の整備・充実を促進するための協力活動の推進、高温耐性等新たな特性や新規植物に対応するための審査基準案の作成、権利侵害時に資料として利用可能な登録品種の植物体保存・DNA型データベースの作成等を実施します。
〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

[お問い合わせ先：食料産業局新事業創出課 （03－6738－6169）]